

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成29年11月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則

有限会社パブリックス 代表取締役 米谷 直

MXモバイリング株式会社 代表取締役 阿部 達也

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

気仙沼モール

気仙沼市赤岩石兜38番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則

名取市上余田字千刈田308番地

有限会社パブリックス 代表取締役 米谷 直

岩手県大船渡市盛町字木町14番地5

MXモバイリング株式会社 代表取締役 阿部 達也

東京都江東区豊洲三丁目2番24号

4 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
気仙沼モール 気仙沼市字赤岩石兜38番地	気仙沼モール 気仙沼市赤岩石兜38番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 恵右 名取市上余田字千刈田308番地	株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則 名取市上余田字千刈田308番地

株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号	有限会社パブリックス 代表取締役 米谷 直 岩手県大船渡市盛町字木町14番地5
MXモバイルリング株式会社 代表取締役 阿部 達也 東京都江東区豊洲三丁目2番24号	MXモバイルリング株式会社 代表取締役 阿部 達也 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 恵右 名取市上余田字千刈田308番地	株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則 名取市上余田字千刈田308番地
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号	株式会社マイヤ 代表取締役 米谷 春夫 岩手県大船渡市盛町字木町14番地5
MXモバイルリング株式会社 代表取締役 阿部 達也 東京都江東区豊洲三丁目2番24号	MXモバイルリング株式会社 代表取締役 阿部 達也 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

5 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成18年3月31日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成29年6月20日 (株式会社デンコードー)

平成29年11月13日 (有限会社パブリックス)

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成29年6月20日 (株式会社デンコードー)

平成29年11月13日 (株式会社マイヤ)

6 届出年月日

平成29年11月13日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課, 宮城県県政情報センター, 気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所

8 縦覧期間

平成29年11月29日から平成30年3月29日まで(ただし, 閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。